原動機付自転車・自動二輪車、普通自動車・準中型自動車に関する規定

埼玉県立秩父農工科学高等学校　定時制課程

1　趣旨

この規定は、令和4年3月9日付け通知「『民法の一部を改正する法律』 の施行に伴う、高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導要項の改訂について」及び令和3年9月30日付け通知「高校生の自動車の運転免許の取得及び交通安全に関する指導について」に基づき、「原動機付自転車及び自動二輪車」「普通自動車及び準中型自動車」の運転免許取得等について、本校の実情に応じて定めるものである。

2　基本方針

⑴　運転免許の取得、車両の購入及び運転を希望する生徒は、以下の手続きにより、本校校長宛に書面にて届出をする。ただし、18歳未満の生徒については、保護者等との連名による届出をする。

⑵　生徒には面談等で、交通社会の一員となる自覚や責任等について説明し、共通認識を図る。

3　運転免許の取得に関する手続き

運転免許を取得したい生徒は、以下の手続を取る。

⑴　運転免許の取得を必要とする生徒は、「運転免許取得届・運転免許取得報告書」を本校校長宛に提出する。

⑵「運転免許取得届・運転免許取得報告書」が提出された場合は、当該生徒と面談等を行い、免許取得理由、本規定の内容等を確認する。

⑶　生徒は、面談等の後、運転免許を取得するものとし、免許取得後は速やかに報告書に記入・提出する。

4　運転に関する手続き

運転する必要がある生徒は、「自動車等運転誓約書」を本校校長宛に提出する。

5　通学に関する手続き等

⑴　手続き

ア　通学で使用する必要がある生徒は、「通学許可願」を本校校長宛に提出する。

イ　校長は、「通学許可願」を審査のうえ、許可する場合は、「通学許可書」を交付する。

⑵　許可

次のいずれかの場合に限り校長が許可する。

ア　通学において適当な交通機関がなく、遠距離のため自転車通学が困難である場合。

イ　その他、特に校長が必要と認める場合。

⑶　使用できる車種

原則として普通自動車、第一種原動機付自転車又は第二種原動機付自転車とする。

ただし、原則として純正部品で構成されるものとし、改造車等は許可しない場合がある。

また、通学許可車両等を変更する際は、事前に変更届を提出し指示を受けるものとする。

6　禁止事項

原動機付自転車及び自動二輪車（以下、「原付・自動二輪車」と表記）を運転する生徒は、初心運転者期間を終了しても他者を同乗させてはならない。また、運転をしない生徒も他の生徒が運転する原付・自動二輪車に同乗してはならない。

7　交通安全講習の受講

原付・自動二輪車の運転免許を取得した生徒は、原則として県教育委員会等が主催する自動二輪車等の交通安全講習を受講するものとする。

8　その他

上記の規定に違反した場合、通学許可の停止または取消し、及び懲戒等の対象となる場合がある。

（付則）

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 3 月 6 日に改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。